**脱炭素に向けた「大阪府環境保全基金」の活用見直し（案）**

資料２

**○環境保全基金の目的**

環境の保全に関する知識の普及その他環境保全活動の推進に要する経費に充てるため資金を積み立てること。（平成元年度創設）

**○基金残高・内訳**

基金全体の残高：１７億８千万円（令和２年度末時点）

うち、国庫補助含有部分４億円（国費２億円、府の裏負担２億円）

**○国費含有基金であるがゆえの使用範囲の制限**

・国の補助要綱の範囲内（地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等）でのみ活用可能

・残高が４億円を下回ると国費の処分が可能（国費・府費50％ずつ処分）

・2027年度末時点の国費の残額を国に返還する義務あり

**○今後の基金活用方針（案）**

　　脱炭素（2050年のCO2排出量実質ゼロ）の達成に向けて実効性の高い施策を計画的に展開するため、

①国費を含む４億円を活用して、府民啓発事業（国の補助要綱の目的に適合する事業）を実施する。**【従来事業】**

　　②国費を含まない13.8億円を活用して、事業者向けを含む広範な脱炭素対策促進事業（国費含有基金では実施できない事業）を実施する。**【新事業】**

**○Ｒ４年度以降の基金活用（案）**

①国費を含む４億円は、これまでの基金と同様、府民啓発事業に計画的に活用（2027年度まで約６～７千万円／年、以降は寄附等の範囲内）



　②国費を含まない13.8億円については、Ｒ４年度に温暖化対策の施策展開に係る戦略を検討したうえで、Ｒ５年度以降に計画的に活用する。



　・対象事業を指定した寄附についても、前記①②の基金目的達成に資する範囲で受入れ、企業版ふるさと納税制度の活用も検討して資金の充実を図る。

**〔審議の論点〕**

2050年のCO2排出量実質ゼロの実現のためには、国費を含む基金では実施できなかった事業者向けの事業等を積極的に実施して取組みを加速していく必要があるため、使用目的に応じて、①国費を含む４億円（国２億、府２億）と②国費を含まない13.8億（国費含まず）に区分する。

①**国費を含む４億円**は、これまでと同様に府民啓発・行動促進施策に活用でき、うち国費が活用できるのは2027年度までとなっている。

家庭部門の2030年削減目標は府の計画で2013年度比46％と厳しく、再エネ電気への転換、省エネ機器や省エネリフォームの大幅導入などをほとんどの府民が実行しなければ達成はおぼつかない。

そのため、専門的知見も活用して意識と行動変革を促すノウハウを蓄積・活用するなど、これまで以上に効果的な府民啓発・行動促進施策を実施する。

②**国費を含まない13.8億円**は事業者を含む広範な主体の脱炭素行動促進に向けた施策に活用する。その事業効果を最大限発揮すべく、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく施策展開戦略を2022年度に検討したのち、2023年度以降の事業に活用する。検討に当たっては、地域の多様な主体の課題に対応し、自律的な取組み、地域社会や経済の変革を促すモデルとなるような事業への活用を基本とする。